

(医務監答弁)

安浪議員 1001 作成部局 健康福祉局 No.1

質疑要旨 協議会全経費を対象に補助金を交付する一方、委託料を別途支出していることについて、不適切な市の支出であると考えがどうか。

答弁要旨

ポイント事業は協議会事業として実施する一方、本市においても特定健診等の受診率向上対策の一つとして位置づけ、重層的に取り組みを進めてまいりました。

しかしながら、これまでの補助金と委託料という異なった取扱いが、事務の管理や費用対効果の検証を困難にしていることは認識しており、今後、ポイント事業に係る経費については全て補助金に一元化し、協議会において事業を実施するよう検討を進めております。

以上

(医務監答弁)

安浪議員 1002 作成部局 健康福祉局 No.1

質疑要旨

協議会会計の平成27年度支出の繰越金と、平成28年度収入の繰越金の額の違いは、なぜ、起こったのか。また、決裁はされていたのか。

答弁要旨

ご指摘の繰越金額の違いにつきましては、平成28年度の前年度繰越金を、平成27年度の次年度繰越金と同額の118万1003円と計上すべきところを、誤って平成27年度の未払額である35万7000円を控除した上で、82万4003円と記載したものでございます。

当時、協議会において決裁は行われておりますが、結果として、記載誤りについて見過ごされたものとなっております。

以上

(医務監答弁)

安浪議員 1003 作成部局 健康福祉局 No.1

質疑要旨

協議会に交付した補助金の剰余金はいつ返還をうけるのか。

答弁要旨

補助金に係る剰余金につきましては、既に協議会に対して返還を求めており、本年5月31日付けで納付していただいております。

以上

(医務監答弁)

安浪議員 1004 作成部局 健康福祉局 No.1

質疑要旨 ポイント事業の制度設計や組織運営体制について、再構築が必要だと考えるが、どうか。

答弁要旨

監査委員のご指摘を踏まえ、現在、市補助金や会計処理事務の適正化、費用対効果を確保するための適切な予算編成及び効果検証に向け、検討を進めているところであり、既に補助金交付要綱を改正し、補助対象経費を明確化したほか、協議会事務についても市に準じた取扱に改めたところです。

以上

(医務監答弁)

安浪議員 1005 作成部局 健康福祉局 No.1

質疑要旨

授業「野菜を食べよう」について、年間実施計画や報告などの決裁行為はあったのか。

答弁要旨

「生活習慣病予防に関する授業」（野菜を食べよう）については、事業の企画はヘルスアップ戦略担当、学校への講師派遣は健康支援推進担当という形で、役割分担し、これまで進めてまいりました。

しかしながら、事業方針や年間計画の策定、業務量の算定や職員の事務分担について決裁等の明確な意思決定がなかったため、結果として職員に過度な負担が生じたものと認識しております。

以上

(医務監答弁)

安浪議員 1006 作成部局 健康福祉局 No.1

質疑要旨

生活習慣病予防ガイドライン推進事業については、組織マネジメントの観点からも、方針決裁や実施決裁などの、適正な意思決定手続きが必要だと思われるが、今後はどのようにしていくのか。

答弁要旨

今回の監査報告では、組織の意思決定のあり方について様々な指摘をいただいたところであり、既に今年度から、ご指摘の方針決裁や実施決裁の作成を含め、法令等に沿った適切な事務処理に努めているところです。

以上

質疑要旨 生活支援サポーターの仕事とは何か、また、ヘルパーの仕事とは何が違うのか。

答弁要旨

訪問型サービスには身体介護を伴うケースと伴わないケースがあります。生活支援サポーターはその中でも身体介護を伴わない要支援者や事業対象者の家事援助等の生活援助のみを行う事が可能であり、全般の援助を提供する事ができるヘルパーに比べてサービスの内容が限定的になっております。

以上

質疑要旨 生活支援サポーターがヘルパーと同じ仕事をした場合、介護事業所は同じ金額を国に請求できるか。

答弁要旨

ホームヘルパーと本市が養成した生活支援サポーターが、それぞれ調理や洗濯、買い物などの生活援助のみを要支援者又は事業対象者に対して、例えば週1回程度行った場合、介護報酬改定後の10月1日以降で申し上げますと、尼崎市においては、ホームヘルパーの場合は、月単位の定額で11,277円ですが、生活支援サポーターでは、月単位の定額で10,036円と異なった金額となります。

以上

質疑要旨 生活支援サポーター養成研修修了者が平成
30年度で120人減少した理由について。

答弁要旨

生活支援サポーター養成研修については、市内のできるだけ多くの市民の方に参加していただきたいという思いから、これまでも市内各所での開催や、市民の参加しやすい時間帯や曜日で研修を行うなどの工夫を行い、介護保険だよりやホームページ等に掲載する等、市民への周知に務めてまいりましたが、研修開始から1年が経過したこともあり、昨年度以降、申込み件数が大きく減少したものと思われまます。

このため、今後については、市民のみではなく、事業所に対しても周知する等、修了者の増加・確保に向けて取り組んでまいります。

以上

質疑要旨 315 人が認定を受け、その目的である介護事業所で何%の人が働いているのか。

答弁要旨

生活支援サポーター養成研修を平成 29 年度に受講された方の内 26 人の方が就労されておりますので、修了者に対して 8.3%の方が就労したことになります。

就労者を増やすことは大きな課題であり、今後は修了者を対象としたフォローアップ研修等に、サポーターの雇用に積極的な事業所にも出席いただくなど、一層就労につながるよう取り組んでまいります。

以上

質疑要旨 就労したサポーター1人あたり101万円事業費がかかることの評価は。

答弁要旨

残念ながら養成した生活支援サポーターのうち就労に至った件数は少数にとどまっているため、就労者1人あたりの費用で考えますと高いコストとなっております。

養成研修時のアンケート等から、修了者のうち多くの方が就労意向はあるものの実際の就労につながっていないことが分かっており、そのためこれまでのハローワークとの連携などに加えて、今後さらにサポーター^{養成}研修修了者の就労に向けたニーズの的確な把握に努め、実際の就労活動につながるよう、効果的な就労支援について検討を進めてまいります。

以上

質疑要旨 5,460 万円を使って生活支援サポーター
1,800 人を認定したと胸を張って言えるのか

答弁要旨

1,800 人の生活支援サポーターが養成できたとしても、多くのサポーターが実際に活動されない状況下では、介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスに必要な人員を十分に充足できないものと認識しております。

今後につきましては、研修修了者に対し、生活支援サポーターとして就労につながるよう、他都市の取組等を参考にしながら、就労支援の手法の見直しを行うとともに、地域での活動にもつながる取り組みなどを進めてまいります。

以上

質疑要旨 介護保険制度が国において発表された際、
時給が良いからと多くの人ヘルパーの資格をとった
ものの、現在ヘルパーが不足している原因は何故か。

答弁要旨

平成 27 年度時点における、厚生労働省の需給推計では、団塊の世代が 75 歳以上を迎える 2025 年には、現状のままでは、国全体で約 38 万人の介護職員が不足すると推計されており、その要因については「高齢化の進展」、「生産年齢人口の減少」、「他の産業と比較した場合の賃金格差、離職率の高さ」など複数の要^因があるものと考えております。

以上

安浪議員 1014 作成部局 健康福祉局 No. 1

質疑要旨 高齢者ふれあいサロンは当初月2回実施だったが、現在の実施回数は。

答弁要旨

議員ご承知のとおり、介護保険事業費特別会計においては、平成29年度から週1回以上等を要件として、高齢者ふれあいサロン運営費補助金を支給しております。

以上

質疑要旨 なぜ月 2 回の要件を 4 回に変えたのか。

答弁要旨

高齢者ふれあいサロンには、現在、週 1 回を要件とする制度と、月 2 回以上を要件とする制度があります。背景としては、月 2 回以上とする制度は、平成 28 年 9 月末で老人いこいの家運営補助事業を廃止し、その転換事業として、一般会計において、より介護予防に資するよう、体操の実施によって補助金を加算する仕組みを構築して、平成 28 年 ^{下半期} から高齢者ふれあいサロン推進運営費補助として、高齢者の居場所としての経過措置的な手法も一部残しながら制度開始しました。この時に旧老人いこいの家ではない一般団体においても、同じ要件を満たせば補助対象にしておりますが、何れにしても各団体において、開始から 2 年が経過して週 1 回以上の開催とならない場合は、当該ふれあいサロン推進運営費補助金の支給は終了となります。一方、週 1 回以上となる場合は特別会計において補助を手厚くし、高齢者ふれあいサロン運営費補助として継続する仕組みとなっているものでございます。

以上